

銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項

- 第2号 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 第3号 精神障害若しくは発祥による意識障害をもたらすその他銃砲若しくは刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものにかかっている者又は介護保険法第8条第16項に規程する認知症である者
- 第4号 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 第5号 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（第1号、第3号又は前号に該当する者を除く。）
- 第6号 住居の定まらない者
- 第7号 第11条第1項第1号若しくは第2号に該当したことにより同項の規程により許可を取り消され、又は同条第3項、第4項若しくは第6項の規程により許可を取り消された日から起算して5年を経過していない者
- 第8号 第11条第1項第4号に該当したことにより同項の規程により許可を取り消された日から起算して10年を経過していない者
- 第9号 第11条第1項第1号、第2号若しくは第4号、第3項、第4項又は第6項の規程による許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に当該処分に係る銃砲又は刀剣類を譲り渡し、その他自己の意思に基づいて所持しないこととなった者（銃砲又は刀剣類を所持しないこととなったことについて相当な理由がある者を除く。）で当該所持しないこととなった日から起算して5年（同条第1項第4号の規程による許可の取消処分に係る者にあつては、10年）を経過していないもの
- 第10号 第11条の3第1項第1号に該当したことにより同項の規程により第9条の13第2項の年少射撃資格の認定（以下この号及び次号において「年少射撃資格の認定」という。）を取り消され、又は第11条の3第2項の規程により年少射撃資格の認定を取り消された日から起算して5年を経過していない者
- 第11号 第11条の3第1項第3号に該当したことにより同項の規程により年少射撃資格の認定を取り消された日から起算して10年を経過していない者
- 第12号 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないもの
- 第13号 この法律若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類について同法若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないもの
- 第14号 次条第2項第2号又は第3号に規程する行為をして罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないもの（前号に該当する者を除く。）
- 第15号 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第2項に規程するストーカー行為をし、同法第4条第1項の規定による警告を受け、又は同法第5条第2項の規程による命令を受けた日から起算して3年を経過していない者
- 第16号 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規程による命令を受けた日から起算して3年を経過していない者
- 第17号 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者（前号に該当する者を除く。）
- 第18号 他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者（前号に該当する者を除く。）

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第2項

- 第2号 人の生命又は身体を害する罪（死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して10年を経過していない者
- 第3号 銃砲、刀剣類、第二十一条の三第一項に規程する準空気銃又は第二十二条に規程する刃物（第二十四条の二において「銃砲刀剣類」という。）を使用して、前号に規程する罪以外の凶悪な罪（死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る）で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して10年を経過していない者

申請者確認印